

ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎 2 価・マイコプラズマ・ ガリセプチカム感染症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチ ン

平成 1 8 年 8 月 1 6 日付 農林水産省告示第 1163 号

動生剤基準のニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎 2 価・マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチンの 3.7.2、3.7.4 及び 3.7.5 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。